

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第62号 松崎町歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第62号は、松崎町歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 馬場順三君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（藤井 要君） この条例は非常にいいことだと私は感じるわけですが、今まで松崎町はいろいろこういうことに関しては遅れていてやらなかったということになるかと思えますけれども・・・。

それと、これによってお医者さんに行けば、ふれない費用がかかるわけですが、何か補助みたいなものがあるのか、お聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（馬場順三君） これまでも、町の方でもいろいろな健診等は実施しております、例えば4～5歳児ですとか、それから1歳6か月から3歳6か月までの児童、こういった幼児等を対象としたフッ素洗口、うがいでございますけれども、それからフッ素塗布、これは歯科衛生士によりまして歯に塗布をするようなもの、これはずっと継続をして実施しております。

30、40、50、60歳、こういった方を対象とした年1回の歯周病健診というものもずっと継続して実施しております、これは全額町の方の委託で実施をしております、個人負担はございません。

それから、今回若干問題になっておりますのは、小学生、中学生あたりの対策でございますけれども。これにつきましては、現在、町の方で健康増進計画というのを策定中でございまして、これが本年度出来上がりますけれども、この中にいろいろな計画を盛り込みまして、その小中学生に向けた対策なども新たに講じていくような形で予定をしているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 今の説明ですと、小中学生が基本的に対象になっているような話なんですけれども、学校の保健衛生の中で、かなり口腔歯科の関係の診察なんかとか助言なんかもされていると思うんですけれども。そういう中でこれだけの虫歯の方がいたということは、やっぱり指導のあり方に問題があったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺に対してちょっとお伺いしたいんですけれども。

○健康福祉課長（馬場順三君） 先ほど申しました健康増進計画策定の関係ですけれども、この中には中学校の校長先生なんかも委員に入っておりまして、そういった中で、今までの対策がどうだったのかというようなことも含めまして、協議をしまして、新たな計画を策定していくという形で予定してございます。

○2番（渡辺文彦君） 今、そういった協議の中で特に力を入れていきたいところに対して、その辺の内容がわかっているだけで結構ですが、お願いいたします。

○健康福祉課長（馬場順三君） 先ほど幼児に対してはフッ素の洗口ですとか、塗布をやっているというのは申しあげましたけれども、小中学校につきましては現在こういったフッ素関係というのは行われていないような状況がございまして、これについて学校の方の協力をいただきまして実施していきたいというのは一つの施策として考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○2番（渡辺文彦君） 私は、この条例に対して基本的に賛成の意向で発言したいと思います。

松崎の町民の健康を町で管理していくということは大切なことで、国民健康保険においても

今後増進・・・、かなり負担が高まってくることを考えていけば、当然町の負担を減らすためには、健康に関する関心を町民が持っていただくということは非常に大切だと思います。そういう観点からこの条例を制定することによって町民の健康を維持し、なおかつ財政の安定化に寄与するようにお願いしたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第 62 号 松崎町歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 10 時 52 分）

---